

平成22年5月14日

各位

会社名 株式会社 カワタ

代表者名 取締役社長

執行役員営業部門統括 湯川 直人

コード番号 6292 · JASDAQ

問合せ先 常務取締役

執行役員管理部門統括 尾崎 彰

TEL 0.6 - 6.531 - 8.211

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、当社が平成19年6月28日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご賛同をいただきました「当社株式の大量取得行為に関する対応策」(以下「現プラン」といいます)を継続することについて、平成22年6月29日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます)に提出することを決定しましたのでお知らせします。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、現プランを一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります(継続後の対応策を、以下「本プラン」といいます)。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、平成25年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

本プランの継続を決定した取締役会には、当社監査役3名全員が出席し、本プランは当社株式の大量取得行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見が表明されています。

なお、本プランを継続するにあたっての主な修正点は以下のとおりですが、実質的な内容に変更は ございません。

- ① 取締役会評価期間を明確化し、これを徒に延長する等の恣意的な運営を行う余地がないよう、 再延長についての記載を削除しました。(本文4.(1)(c)をご参照ください。)
- ② 本プランに定めるルールを遵守した場合と遵守しない場合の当社の対応を明確にし、また対抗 措置の発動要件について幅広に解釈する余地がないよう、要件を厳格化しました。(本文4. (1)(d)をご参照ください。)
- ③ 本新株予約権の概要の整理を行いました。(別紙3をご参照ください。)
- ④ 金融商品取引法の施行に伴い関連法令の名称等を修正したほか、株券電子化等に伴った所要の 修正を行いました。

当社株式の大量取得行為に関する対応策

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する者であれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様に十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための充分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為 や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えま す。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料ロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、CES(低コスト(C)、省エネ(E)、省スペース(S))を合言葉に、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、環境、電池、食品、医薬、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(b) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激烈な技術革新と 品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点(日本、中国、マレーシア)および営業・サービス拠点(日本、中国、東南アジア、米国)相互の連携を強固にして品質、

コスト、納期面での競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応 しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。一方、高付加価値製品の開発や 新規販売分野の開拓にも積極的に経営資源を投下することにより、安定した事業成長と高収益事 業構造の構築を中長期的に目指してまいります。

また、当社グループは、公正で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することを経営 上の重点課題のひとつとして位置づけ、組織体制や仕組みの整備に努め、当社グループ全社員に 対して、強いコンプライアンス意識を持たせるように努めております。

以上により、企業価値を向上するとともに株主価値を持続的に増大させることを中長期的な目標としております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの導入目的と必要性

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様に適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模な買付行為を行う者から必要な情報を入手するとともに、その大規模な買付行為を評価・検討する期間を確保し、株主の皆様への代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、本プランの導入が必要であるとの結論に至りました。

なお、平成22年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙-4「当社大株主の株式保有 状況」のとおりです。また、当社は現時点において当社株式等の大量買付に係る提案を受けているわ けではありません。

2. 本プランの基本的考え方

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、I.で述べた基本方針に沿った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、株式会社大阪証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式等の大規模な買付行為を行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに当該買付が手続きを遵守せず行われた場合、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような買付であった場合、対抗措置を発動することで、大規模な買付行為を行う者に損害が発生することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

3. 独立委員会の設置

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程(その概要については別紙1ご参照)に従い、(1)当社社外監査役、(2)当社社外取締役または(3)社外有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立

した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、当社別紙2のとおり3氏が就任する予定です。

4. 本プランの内容について

(1) 本プランの発動に係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為(以下「大量買付等」という)がなされる場合を適用対象とする。大量買付等を行う者または提案する者(以下「大量買付者等」という)は、予め本プランに定められる手続きに従うこととする。

- ① 当社が発行者である株式等1について、保有者2の株式等保有割合3が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等4について、公開買付5にかかる株式等の株式等所有割合6および その特別関係者7の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 大量買付者等に対する情報提供の要求

大量買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付等の実行に先立ち、 当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」という)および当該大 量買付者等が大量買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載 した書面(以下「買付説明書」と総称する)を当社の定める書式により提出する。

当社取締役会は、大量買付者等から買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。当該買付説明書の記載内容が株主および投資家の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために本必要情報として不十分であると当社取締役会および独立委員会が合理的に判断した場合には、当社取締役会は、大量買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、追加的に情報を提供するよう求めることがある。この場合、大量買付者等においては、かかる情報を追加的に提供する。

- ① 大量買付者等およびそのグループ(共同保有者8、特別関係者および(ファンドの場合は) 各組合員その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等 を含む)
- ② 大量買付等の目的、方法および内容(大量買付等の対価の価額・種類、大量買付等の時期、

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される株券等を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。 以下同じ。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下②において同じ。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものする。以下同じ。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

関連する取引の仕組み、大量買付等の方法の適法性、大量買付等の実行の可能性を含む)

- ③ 大量買付等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および 大量買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち 少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む)
- ④ 大量買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む)
- ⑤ 大量買付等に際しての独立委員会との間における意思連絡の有無および意思連絡がある 場合はその内容
- ⑥ 大量買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および 配当政策
- ⑦ 大量買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社 に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑧ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会および独立委員会は、大量買付者等による本必要情報が十分になされたと認めた場合には、その旨を大量買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」という)し、速やかにその旨を開示する。

なお、独立委員会は、大量買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大量買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて大量買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、下記(3)に記載の通り、対抗措置の発動を勧告する。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大量買付等の評価の難易度等に応じ、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は60日間を超えない期間、その他の大量買付等の場合は90日間を超えない期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」という)として設定する。但し、当社取締役会は、評価・検討等のために不十分であると取締役会および独立委員会が合理的に認める場合にのみ、当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとするが、その期間は最長30日間とする。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者等から提供された本必要情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者等の大量買付等の内容の検討を行う。当社取締役会は、これらの検討を通じ、大量買付等に関する意見を慎重にとりまとめ、大量買付者等に通知するとともに、独立委員会の承認を経て、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示する。また、必要に応じ、大量買付者等との間で大量買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもある。

なお、当社取締役会は、大量買付者等から大量買付等の提案がなされた事実とその概要、本 必要情報の概要等のうち、取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やか に情報開示を行う。

(d) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大量買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記に定める勧告を行った場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされること を確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アド バイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることが できるものとする。

① 大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合 独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合は、当社取 締役会に対して、原則として当該大量買付等に対する対抗措置の発動を勧告する。

② 大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して、原則として当該大量買付等に対する対抗措置の不発動を勧告する。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下 $(i)\sim(v)$ に掲げる行為等が意図されており、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる買付である場合には、例外的措置として、独立委員会は対抗措置の発動を勧告することがある。

- (i) 大量買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を つり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の 株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー) であると判断される場合
- (ii)当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- (iii) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- (iv) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- (v)大量買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最

初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいう。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記(i)~(v)に掲げる行為等が意図されており、対抗措置の発動が相当であると判断するにいたった場合には、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。

なお、大量買付者等は、取締役会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置の発動また は不発動に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない。

(f) 対抗措置の発動の停止

当社取締役会が上記(e)の手続きに従い、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、以下のいずれかの状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を十分尊重した上で、対抗措置発動の停止を行うものとする。

- ① 大量買付者等が大量買付等を撤回した場合、その他大量買付等が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記(d)②に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに対抗措置を発動することが相当ではない場合

(2) 対抗措置の具体的内容

本プランに基づき発動する対抗措置は、別紙3に定める条件・内容の新株予約権(以下「本新株 予約権」という)の無償割当てとする。

また当社取締役会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の決議をした後も、上記(1)(f)に記載の通り、対抗措置発動の停止を決議することがある。例えば、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとする。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成25年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、以降についても、本プランの継続(一部修正した上での継続を含む)については定時株主総会の承認を経ることとする。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃

止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。なお、会社法、金融商品取引法、その他法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更に伴う形式的な修正が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、当社取締役会にて修正することがある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行う。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。また、株式会社ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について」に定める尊重義務(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を全て充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付等がなされた際に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは当社の本定時株主総会で株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記4.(3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくことになっております。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断および対応の客観性・合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役 または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様に情報開示をすることとし、本プ

ランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)「本プランの発動に係る手続き」(d) にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4. (3)「本プランの発動に係る手続き」(d) にて記載したとおり、大量買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから大量買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。(取締役の解任要件を加重しておりません。)

6. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

なお、大量買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が 異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償

割当決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に本新株予約権の行使にかかる手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き」に記載する手続きにより、大量買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、大量買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、上記4. (1)「本プランの発動に係る手続き」 (f)に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じ、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

なお、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社 取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様に 交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者等 ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提 出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

独立委員会規程の概要

- 1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外監査役、(2)当社の社外取締役または(3)社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
- 3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをし た場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、 監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
- 4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席 させ、その意見または説明を求めることができる。
- 5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して 当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切 と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランの対象となる大量買付等への該当性の判断
- (2) 本プランに係る対抗措置の発動または不発動
- (3) 本プランに係る対抗措置発動の停止
- (4) 本プランの廃止または変更
- (5) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 7. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ること等ができる。

独立委員会委員の氏名および略歴

荒川 愼一(あらかわ しんいち)

(略歴)

昭和 42 年 4 月 住友化学工業株式会社 入社

平成 8 年 6 月 大分工場副工場長

平成10年6月 大分ゼネラルサービス株式会社取締役社長

平成 15 年 6 月 西部化成株式会社取締役社長

平成 16 年 4 月 合併により住化アグロ製造株式会社取締役副社長

平成21年6月 株式会社カワタ 取締役(現在)

軸丸 欣哉(じくまる きんや)

(略歴)

平成 10 年 4 月 弁護士登録

平成 18 年 6 月 株式会社カワタ 非常勤監査役 (現在)

野村 剛司 (のむら つよし)

(略歴)

平成10年 4月 弁護士登録

平成15年10月 なのはな法律事務所設立(現在)

上記三氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当ての要項

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株 予約権無償割当決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当期 日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する 当社株式の数を除きます。)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議にお いて別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社普通株式(ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。) 1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者9、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者10、(4)特定大量買付者

⁹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が 20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁰ 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の

の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹¹ (これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される場合をいいます。)をいいます。

当社大株主の株式保有状況(平成 22 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 20,000,000 株

2. 発行済株式総数 7,210,000 株

3. 株主数 1,171名

4. 大株主(上位10名)

株主名	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株
		式数の割合(%)
カワタ共伸会	663,000	9.19
カワタ従業員持株会	437,880	6.07
株式会社 レイケン	406,000	5.63
株式会社_三菱東京UFJ銀行	351,000	4.86
太田 敏正	281,300	3.90
川田 昌美	215,842	2.99
川田 修弘	144,774	2.00
日本生命保険相互会社	137,700	1.90
有限会社 エステートカワタ	119,000	1.65
株式会社 カワタ	117,912	1.63